

令和 8 年 2 月 20 日

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム
令和 8 年度 (2026 年度) GAP ファンドプログラム『ステップ 2』
参加者募集要項

(目的)

2024 年 1 月に、東海地域に拠点をおく 16 機関が、Tokai Network for Global Leading Innovation (Tongali)プラットフォームとして、大学発新産業創出基金事業スタートアップ・エコシステム共創プログラムに採択されました。これは、Tongali プラットフォームが、「ものづくり産業集積地としての基盤を活かした"ディープテックイノベーション"のグローバル拠点形成」を掲げ、未来に繋がる価値を創り、届けることができるトンガった技術を発掘・人材を育成し、技術・イノベーションの観点から描くスマート社会「Tech Innovation Smart Society」を具現化するスタートアップ・エコシステムの実現を目指します。

この取組の一環として、GAP ファンドプログラムを実施します。ここでは、社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させることを目的としており、大学の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、人材のマッチングや EIR 制度を通じた CxO 人材の供給、メンタリングプールを活用した支援、海外研修を実施し、更にはプラットフォーム内で Demo Day を開催し、同プログラムで支援を行った研究開発課題について、エンジェル投資家や VC、将来の提携事業先企業等に対し、活動成果を発表(ピッチを含む)する場を提供します。

GAP ファンドプログラムについては、ステップを以下のとおり「ステップ 1 (応用研究)」、「ステップ 2 (概念実証・スタートアップ組成)」に分けて実施しており、今般の公募については、令和 8 年度 (2026 年度)「ステップ 2」への参加者を募集させて頂くものとなります。

なお、「ステップ 1」については、令和 7 年度 (2025 年度) 公募については終了しており、令和 8 年度 (2026 年度) 公募については、今秋季開始を予定しております。

	ステップ 1 応用研究	ステップ 2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証 (PoC) を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します (概念実証) 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します (スタートアップ組成)

また、基礎的な研究への支援、および起業後の企業に対する支援につきましては、本 GAP ファンドプログラムの支援対象となりませんので、ご注意ください。ただし、本プログラム中に起業した場合、その限りではなく、起業後の支援継続の可能性がります (概要については別紙 1 を参照)。

(目的・申請金額・採択件数等)

● 目的

- 概念実証フェーズ：ビジネスとしての可能性の評価と実証 (PoC) を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指す
- スタートアップ組成フェーズ：大学発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施する

なお、申請期間の長短を問わず、其々の期間内に上記の両フェーズを実施頂く必要があります。

● 申請分野：「創薬系」、「非創薬系(モノづくり-Deep Tech、医療系 他)」のいずれかに申請して頂きます。

- 創薬系：ヒトに対する治療薬、創薬プラットフォーム、再生医療等製品が対象
(詳細は、別紙 4 を参照してください。)
- 非創薬系：モノづくり-Deep Tech、医療分野、介護・福祉分野等の創薬系以外が対象
(詳細は、別紙 4 を参照してください。)

● 申請可能期間・金額

- 申請期間：最長 3 年 (申請は 1 年毎とするため、1 年、2 年、3 年での申請が可能)
- 申請金額(申請期間合計)：創薬系 最大 1 億円、非創薬系 最大 6,000 万円
- 1 年間の最大申請金額：創薬系 5,000 万円、非創薬系 3,000 万円

※ただし、真にやむを得ない事情があり、審査会がそれを認めた場合、実情に応じ、申請期間が 1 年間であっても、創薬系 最大 1 億円、非創薬系 最大 6,000 万円の申請を可とします。

※ただし、0 円申請の期間設定は不可とします。(以下の (例) の様な設定は不可)

(例) 期間 3 年、金額 6,000 万円 (1 年目：3,000 万円、2 年目：3,000 万円、3 年目：0 円)

※なお、上記採択金額は直接経費であり、別途同経費に対する 30%の間接経費も配分されます。
間接経費の取扱いについては、研究者の所属大学にお問い合わせをお願いいたします。

※本「ステップ 2」に一度採択されますと、再度の申請は不可となるため、申請期間の選択は慎重をお願いいたします。

● 採択数：上記申請分野の合算で 6 件程度

※採択数につきましては、変更の可能性もあります。

● 本支援期間 (予定)：2026 年 10 月頃から定められた支援期間終了時迄

● 対象大学、研究機関 (2026 年 2 月時点)：16 機関 (名古屋大学、豊橋技術科学大学、岐阜大学、三重大学、名城大学、藤田医科大学、名古屋市立大学、静岡大学、浜松医科大学、豊田工業大学、岐阜薬科大学、名古屋工業大学、静岡県立大学、静岡理工科大学、自然科学研究機構、静岡社会健康医学大学院大学)

(事業化推進機関について)

- 本 GAP ファンドプログラムでは、ステップ 2 への申請は、事業化推進機関との共同申請を必須としております。下記の①～⑤の全ての要件を満たす事業化推進機関との連携構築に取り組みながら本 GAP ファンドプログラムを実施して頂きます。
 - また、事業化推進機関については、Tongali の認定制としており、本プログラムにエントリーした研究者については、エントリー後、認定を受けた事業化推進機関とのマッチングの機会を提供します。(現時点で Tongali にて認定済の事業化推進機関の一覧は、別紙 5 を参照ください)
 - 申請課題の事業化推進機関の担当者本人および当該機関に所属する者は、審査員との重複はできませんのでご留意ください。なお、申請者等が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者が審査に関わる場合についても利益相反マネジメントの対象となります。
- ① 事業を構想する能力(起業前段階を含む SU の事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力)を有している。
 - ② 大学等と連携しながら一体的に事業育成できる熱意及び実績を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できる。
 - ③ Tongali が行う事業化に不可欠な人材(経営者候補人材含む)の確保・マッチングに協力するとともに、関係機関等との連携が可能である。
 - ④ 市場ニーズ把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業化を実現できる。(国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有すると、なお望ましい。)
 - ⑤ 設立に関与した大学等発 SU に対して出資できる機能を有している、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有している。

(応募資格等)

- 研究代表者として応募できるのは、上記 16 機関に所属する教職員、学生になります。※ただし、修士課程、博士課程の学生に限り、学部生は対象とはなりません。また、学生が申請する場合は担当教員との連名で申請してください。
- 研究代表者が学生(修士・博士課程)の場合、最長 4 年間(ステップ 1 とステップ 2 の期間合計)で金額上限 500 万円とします。※ステップ 1、2 については別紙 6 をご確認ください。
- すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的の場合は、本制度の趣旨と異なるため、研究代表者にはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが適えば、申請は可能です。
- 研究実施期間中に研究代表者が何らかの理由で長期間不在となった場合、またはマッチングした事業化推進機関との連携が解消された場合には、本支援は中止または中断となります。
- 詳細につきましては、別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。

(重複実施・応募について)

- 過去に Tongali や他の GAP ファンドに採択された場合であっても申込可能ですが、一定の制限がありますので、詳細は別紙 2 の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。
- 本 GAP ファンドにつきましては、2026 年秋頃、「ステップ 2」の前フェーズにあたる「ステップ 1」を公募する予定です。目的に応じたステップに応募ください。また詳細は別紙 6 をご確認ください。
- 「ステップ 2」の研究開発課題において、より大規模な展開を早期に求める場合、本公募プログラムにおける実施期間中に、本基金事業の「ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム」への応募を可能とします。ただし、採択された場合、本 GAP ファンドプログラム「ステップ 2」支援はその時点で中止となります。詳細については、事務局にご相談ください。

(資金用途)

- 研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用となります。純粋な基礎研究用途は不可です。また、既存及び立ち上げたベンチャー企業のため（登記費用や事務所経費等）には使用することはできません。詳しくは、JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の P.56～P.58 を確認ください。

(申請・審査手順)

① エントリー方法

専用の Web エントリーフォームにご回答いただく形となります。URL につきましては、各所属機関の産連窓口よりご入手いただき、回答期日までにご回答をお願いいたします。

② エントリー頂いた研究者チームに対し、事務局より、研究代表者が所属する大学の起業支援人材をアサインします。

③ 事業化推進機関とのマッチングイベントへの参加

- 事業化推進機関とのマッチングイベントを開催します。原則として参加必須です。
※既に GAP ファンドプログラムへの正式申請および採択決定後の伴走支援について、事業化推進機関の支援を得られている研究者チームについては、エントリー時に事業化推進機関マッチングへの参加辞退に関する誓約書を提出いただくことで、同イベントへの不参加を認めます。詳細はエントリー説明会にて説明いたします。
- GAP ファンドプログラムへの正式申請および採択決定後の伴走支援について、エントリー時点で事業化推進機関の支援を得られていない研究者チームについては、原則マッチングイベントを通し、Tongali 認定の事業化推進機関の中から、共同申請（伴走）する事業化推進機関を特定してください。
※なお、共同申請（伴走）する事業化推進機関が決まらない場合（=Tongali 認定事業化推進機関とのマッチングが成立しない場合）、「ステップ 2」に申請できません。

④ GAP ファンド審査会

- 別途、所定の申請書を提出してください。
- 令和 8 年 8 月に審査会を実施します。

- 外部有識者で構成される GAP ファンド審査会(守秘義務があります)により、審査を行います。また、審査会は「創薬系」、「非創薬系(モノづくり-Deep Tech、医療系)他」の2つに分けて実施します。

⑤ 採択後

- 採択者には、活動支援金が支給されます。事務局が経営者候補人材マッチング機会、海外研修、PoC 実施支援等を含めたインキュベーションプログラムを提供しますので、事業化推進機関と共に事業・技術開発を進めてください。
- なお、申請時に設定頂いたマイルストンの達成審査を1年毎に実施し、評価します。マイルストンを達成していないと評価された研究チームについては、2年度目以降の資金は提供されず、その時点で終了となります。
- また、支援期間終盤前後に成果報告会を実施します。

(エントリー方法・提出期限)

エントリー方法：専用 Web エントリーフォームへのご回答

専用の Web エントリーフォームにご回答いただく形となります。URL につきましては、各所属機関の産連窓口よりご入手いただき、回答期日までにご回答をお願いいたします。

エントリー期限：2026年3月31日(火) 正午

(審査の観点)

以下の観点を総合的に評価し、審査を行います。

- 明確なマイルストーン(達成目標)の設定
- シーズ・知的財産の状況
- 事業性および競合分析
- 終了時点での目標達成に向けた実施体制
- その他、事業遂行に必要な要素の妥当性

(技術評価(AI活用)について)

審査の公平性を高めるため、利害関係や中立性の確保の観点から AI を活用した技術評価を実施します。

- AI の判定のみで審査・判定を行うものではなく、審査員による評価の補助として利用します。
- 申請内容に由来する当該案件に固有の情報を入力する際は、AI モデルの再学習には利用しない設定にてツールを利用します。
- AI 評価に用いるデータは、情報管理ポリシーに則って適切に取り扱います。
- 評価内容は申請チームには開示しません。

(利益相反マネジメントについて)

Tongali では、大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」において実施する GAP ファンドプログラムに関し、公正かつ透明な評価と研究資金の適正な配分を行う観点から、所定の方針に基づき利益相反マネジメントを実施します。詳細は別紙7をご確認ください。

(情報管理ポリシー)

- 申請書および関連資料は、名古屋大学イノベーション・アントレプレナーシップ推進室にて適切に管理し、アクセス権限を有する者のみが取り扱います。
- 申請にあたり取得した情報は、本事業の目的の範囲内でのみ使用し、目的外利用は行いません。
- 本事業の遂行に必要な場合に限り、守秘義務を締結した本事業の協力機関に申請内容を開示させていただくことがあります。
- AI を用いた技術評価においても、申請内容が外部に提供されることはありません。

(採択後の会計処理、起業支援など)

- 本資金の予算科目は研究開発費として分配され、所属する各大学を通し JST に会計報告が行われます。
- 本事業で行われた開発などにより得られた知的財産等の成果は、所属する大学の規程に基づき帰属先が決まります。

(その他)

- 採択された課題は、所属機関、部局名、職名、氏名、技術シーズの名称、採択金額を公表する予定です。技術シーズの名称について、公表できる名称も申請書に記入してください。
- 以下の JST の公募要領に反する場合には、ご参加いただけない場合もございます。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf

(エントリーからプログラム開始までの主なスケジュール)

エントリーからプログラム開始までの主なスケジュールを下記に記載しております。

ステップ 2 への申請に必要な事業化推進機関とのマッチングフェーズにおいては、原則参加必須のイベントがありますので、予めスケジュールの確認、ご調整をお願いします。

<エントリーフェーズ>

- ・エントリー期間：エントリー開始後～3/31(火)正午まで
- ・エントリー検討中の研究者向け説明会@オンライン ※アーカイブ有
開催日時)

3/6(金) 16:00～17:00

- ・オンライン説明会への参加登録方法：
下記リンクより zoom ウェビナーへの事前参加登録をお願いします。
オンライン説明会：[説明会参加登録フォーム](#)

↓

<事業化推進機関マッチングフェーズ>

- ・イベント（研究者 ⇒VC 向けピッチ） ※下記いずれかの日程にて参加必須

開催日時)

DAY1 4/8(水) @zoom 15:00~18:00 (仮) (医療・創薬)

DAY2 4/9(木) @zoom 15:00~18:00 (仮) (ものづくり・Deep-tech 他)

- ・プレイベント DAY3(ネットワーキング) ※参加必須

※研究者向けに各事業化推進機関の紹介動画や資料を事前展開予定

開催日時)

4/15(水) @STATION Ai 15:00~20:00 (仮)

↓

<個別面談実施フェーズ>

- ・個別面談期間：4/20(月) ~ 5/29(金)

↓

<マッチング希望調査~マッチング結果確定フェーズ>

- ・マッチング希望調査期間：6/1(月)~6/5(金)
- ・マッチング結果発表：6/15(月)

※事業化推進機関とのマッチング最終〆切：6/15(月)

独自に事業化推進機関候補を探された場合は、6/15までに以下の全てを満たす必要があります。

- ・事業化推進機関の正式認定 (別紙5の認定フロー参照)
- ・申請書作成に向けた対応の合意
- ・採択期間後の伴走支援の合意

↓

<申請書作成~正式申請フェーズ>

- ・申請期間(=申請書作成期間)：6/15(月) ~ 7/17(金)

↓

<申請後~審査、プログラム参加決定フェーズ>

- ・面接審査~採択決定：8/6(木)

↓

プログラム開始(予定)：10/1(木)

※上記スケジュールは現時点でのスケジュールのため、変更となる可能性がございます。

予めご了承ください。

(募集要項全体問い合わせ先) ※ご所属の機関窓口にお問い合わせください。

○名古屋大学

イノベーション・アントレプレナーシップ推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-559-9682

E-mail : tongali_x_admin@g.thers.ac.jp

○豊橋技術科学大学

研究推進課 外部資金係

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 0532-44-6983

E-Mail : chizai@office.tut.ac.jp

○岐阜大学

研究推進部 研究推進課内

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 058-293-2087

E-mail : kes-sangk@t.gifu-u.ac.jp

○三重大学

研究・地域連携部 社会連携チーム

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 059-231-5549

E-mail : syakai-t@ab.mie-u.ac.jp

○名城大学

学術研究支援センター

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-838-2036

E-mail : uraonly@ccml.meijo-u.ac.jp

○藤田医科大学

産官学連携推進センター

スタートアップ推進室 担当 岡野・濱島

TEL : 0562-93-9575

E-mail : f-startup@fujita-hu.ac.jp

○名古屋市立大学

教育研究部 スタートアップ支援担当

TEL : 052-853-8309

E-mail : ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp

○静岡大学

イノベーション社会連携推進機構

スタートアップ事務局 大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 053-478-1713

E-mail : startup@adb.shizuoka.ac.jp

○浜松医科大学

光医学総合研究所光トランスレーショナルリサーチ推進部門スタートアップ支援・URA 室

TEL : 053-435-2230

E-mail : startup.office@hama-med.ac.jp

○豊田工業大学研究支援部

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-809-1723

E-mail : research@toyota-ti.ac.jp

○岐阜薬科大学

事務局庶務会計課 政策係担当

TEL : 058-230-8100

E-mail : syomuk@gifu-pu.ac.jp

○名古屋工業大学産学官金連携機構

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 052-735-5510

E-mail : liaison@adm.nitech.ac.jp

○静岡県立大学

地域・産学連携推進室

大学発新産業創出基金事業 スタートアップ・エコシステム共創プログラム担当

TEL : 054-264-5124

E-mail : renkei@u-shizuoka-ken.ac.jp

○静岡理工科大学

総務部 社会連携課 大学発新産業創出基金事業
当

TEL : 0538-45-0108

E-mail : shakai@sist.ac.jp

スタートアップ・エコシステム共創プログラム担

○大学共同利用機関法人自然科学研究機構

事務局研究協力課研究支援係（産学連携事務担当）

TEL : 03-5425-1318

E-mail : nins-sangaku@nins.jp

○静岡社会健康医学大学院大学

事務局教務課研究支援室

TEL : 054-295-5401

E-mail : kenkyu@s-sph.ac.jp

別紙1：起業後支援について

起業後支援についての概要は下記をご確認ください。

	直接支援	継続支援
支援金額	最大2,000万円(直接経費)	※採択時の申請金額の予算範囲内 (=増額支援無)
目的	本基金事業の支援を受けて起業したスタートアップが、創業初期におけるベンチャーキャピタル（以下、「VC」という）による出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による支援などシード期の支援に円滑に進むよう、スタートアップの創業初期の一定段階にある研究開発課題に対して、事前の確認・承認を経て、支援を継続して実施する為	
対象	大学等発スタートアップ	大学等、事業化推進機関
支援期間	最長1年 ※研究開発課題の実施期間終了後、1年以内 ※ただし、本基金事業が終了するR11年度末までとする	スタートアップ設立日から1年以内 もしくは、研究開発課題の実施期間終了日までの短い方の期日
審査方法	プラットフォーム内でのヒアリング審査	プラットフォーム内での審査
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・対象となる大学等発SUは日本法人であること（外国法人は対象外）。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。 ・本支援で目指すマイルストーンを達成した場合、支援する事業化推進機関または他の投資機関が投資委員会等の意思決定に付議することを条件とし、出資検討確認書の提出を求めます。（出資実行の確約までは求めません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等発SU設立日が当該研究開発課題の実施期間内であること。 ・ステップ2における事業化推進機関が継続して実施体制に含まれていること。 ・大学等発SUが資金調達を行うための研究開発の課題が明確であり、支援を必要とすること。 ・適切かつ現実的な事業計画が策定されていること。 ・本支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っていること。
申請制限	プラットフォームにおける承認審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の3ヶ月前までに必要書類をJST担当者へ提出	プラットフォームにおける審査を経た上で、大学等発SU設立日(予定で構いません)の原則として3ヶ月前までに提出してください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・半期毎に目標を定めていただき、支援開始から半期経過時に進捗を報告が必要 ・特許関連経費の直接経費からの支出はできません。間接経費での計上を原則とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、研究開発の費用が対象となります。ただし、委託費を用いて収入を得る行為は不可といたします。 ・委託費は全て大学等で使用し、事業化推進機関での使用は認めません。 ・継続支援の途中でスタートアップ直接支援を追加で希望することはできません。

※詳細につきましては、JST が公開している下記「起業後支援の手引き」をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/files/su-ecosys/su-ecosys_su_guidebook.pdf

別紙 2：研究代表者や技術シーズの要件について

<研究開発課題の研究代表者の要件について>

※研究開発課題の研究代表者は、審査会への申請時点において、以下の①～⑧の要件を、全て満たすこと。

- ① 応募時点、及び研究実施期間において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生（修士課程、博士課程）であり、かつ研究開発課題の核となるシーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。また、研究実施期間を通じて代表者として責任をもって事業化に向けた研究推進ができること（研究実施期間中の研究代表者の交代は不可）。応募にあたっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい。しかし、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募を排除しない。例えば、大学等の研究成果として創出された AI 技術や、人文・社会科学の研究成果等を活用し、社会課題の解決を目指す案件等を対象にすることも可能。ただし、学部生は対象とはしない。
- ② シーズを利用したスタートアップ企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
- ③ シーズについて、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップ企業の実施に関してそのシーズの発明者、シーズが所属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- ④ プラットフォームが目指すスタートアップ・エコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
- ⑤ 研究代表者が研究実施期間中に何らかの理由で長期間不在となる場合、原則として支援は中止となります。事前に必ず事務局を通して JST までご連絡ください。

また、学生（修士課程、博士課程）が研究代表者となる場合は、以下⑥～⑧が条件となります。

- ⑥ 学生の修了等に関わらず、事業化に向けて継続的な体制構築及び事業化推進を担保できること。
- ⑦ 学生及び指導教員が双方署名の上、「学生と所属機関の間で、研究成果として生じる知的財産権の取扱いについて取り決め、合意したこと」を確認できる確認書を提出すること。
- ⑧ 研究開発費は最長 4 年間（ステップ 1 とステップ 2 の期間合計）で金額上限 500 万円を基本とすること。

※ただし必要性がある場合は 1,000 万円までの支出は可能とします。

※ステップ 1、2 については別紙 6 をご確認ください。

<申請チーム参加者の利益相反について>

Tongali GAP ファンドプログラムの申請にあたっては、研究代表者、主たる共同研究者、事業化推進機関担当者、研究機関担当者（産連本部等の起業支援人材）、そのほか参加者いずれかの立場を持つ者が、審査員と重複して当該分野への申請をすることはできません。（詳細は別紙 7 をご確認ください。）

<重複実施の制限について>

GAP ファンド審査会への申請に際し、同一の研究代表者は、大学発新産業創出基金事業内のディープテ

ック・スタートアップ国際展開プログラム、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) 内の SBIR フェーズ 1 支援の研究開発課題を同時に実施することはできません (両方に申請することは可能ですが、一方のファンドの採択が決定した段階で、当該ファンドを実施するか、他ファンドの審査結果を待つために当該ファンドを辞退するか選択する必要があります)。詳細は JST 公募要領 (https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_su-ecosys.pdf) の p.39～p.42 を参照ください。

<過去採択課題の申請制限について>

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) プロジェクト支援型、研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム (START) 起業実証支援、大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムに採択されたことのある課題については、申請できません。

別紙3：Q&A

※本 Q & A の内容と JST の公募要領の内容が矛盾する場合は、JST の公募要領の内容が優先されます。

Q1	起業前のテーマに限るといえるのはどういう意味でしょうか？すでにあるスタートアップ企業で始める新しいプロジェクトなら対象になりますでしょうか？
A1	既にある企業において行うプロジェクトは対象外です。登記前（起業前）のプロジェクトに限定しています。 <u>また、すでに別のプロジェクトで起業されている場合は、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。</u>
Q2	本プログラム中の支援期間終了を待たず、起業することは可能でしょうか？
A2	可能です。ただし、事前に JST への報告が必要になりますので、必ず各所属機関の伴走者もしくは Tongali 事務局と相談してから、判断してください。
Q3	本プログラム中に起業しても、継続的に支援は受けられますか？
A3	起業後の支援継続の可能性があります。別途事務局にお問い合わせください。別紙 1 に概要を示していますのでご覧ください。
Q4	知財をすでに取得していることが前提という理解でよろしいでしょうか？
A4	取得していることが望ましいですが、必須ではありません。ビジネス優位性という観点で、知財戦略がある方が望ましい場合は多く、出願をご検討ください。なお、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能です。
Q5	スケジュールについて研究者の方々に配布できるスライドはございますでしょうか？
A5	本要領の（申請・審査手順）をご確認頂くか、詳しくは各機関の窓口にご相談ください。
Q6	審査につきまして、①何人の審査員ですか②どこの所属の方ですか③分野ごとに分けるのですか、それとも全分野一括ですか？
A6	①及び②審査員の数は最終確定していませんが、プログラム参加者には事前共有させていただく予定です。外部有識者を予定しています。 ③「創薬系」と「非創薬系(モノづくり-Deep Tech、医療系他)」の2つに分けて、別々に実施します。
Q7	本 GAP ファンドプログラムで作製した試作品や、購入した設備（サーバー等）については、起業した法人に移管等可能になりますでしょうか？
A7	ご所属の大学・研究機関の規定によりますので、別途ご所属先への確認をお願いいたします。
Q8	学生が代表者として申請できますでしょうか？
A8	学部生はできません。修士課程・博士課程の学生は可能ですが、担当教員の記載が必要です。詳しくは、別紙2の「研究代表者やシーズの要件について」をご確認ください。ただし、6年制課程の5年生・6年生で、研究室に配属されている学部生は、研究代表者となることができます。
Q9	本 GAP ファンドプログラムのチームメンバーには学部の学生を含めても良いのでしょうか？
A9	可能です。
Q10	経営者人材候補とのマッチングとは具体的に何を指しますか。

A10	起業した後に、当該企業の経営を担う候補人材とのマッチングを指します。詳細は採択後に事務局よりご案内します。
Q11	推進費の使途に出てくる「研究担当者」とは、誰のことでしょうか？
A11	申請書作成の際に記載いただく「研究開発者」等、実際に研究を行う対象者を指します。本予算で研究担当者の人件費は支出できません。
Q12	研究代表者があるベンチャー企業の株主である場合、そのベンチャー企業に試作費を支払うことはできますか？
A12	各機関の利益相反の規定によるため各機関の窓口へ問い合わせをお願いいたします。
Q13	修士課程の学生なのですが Tongali のアントレプレナーシップ教育プログラムに参加しながら、本 GAP ファンドプログラムに参加することは可能でしょうか？
A13	可能です。ただし、学部生はできません。 また、GAP ファンド採択者や、採択案件と同一テーマでのアントレプレナーシップ教育プログラムのコンテスト応募は認められません。
Q15	人件費は出せますか？
A15	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。一部、支出可能です。
Q17	プロトタイプ作製に係る外注費について、ご説明いただけないでしょうか？
A17	外注は可能ですが、そこに研究要素を含むことはできません。
Q18	予算の使用範囲について
A18	JST 公募要領（ https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/common/files/2023youkou_suecosys.pdf ）の P.56～P.58 を確認ください。
Q19	大学院生が研究中等に発明した技術シーズであっても、大学がその技術シーズの権利を有しているとなれば応募することは可能か？
A19	申請可能です。詳しくは、別紙 2 の「研究代表者や技術シーズの要件について」をご確認ください。
Q20	Tongali の認定を受けていない VC を事業化推進機関として共同申請したいのですが、可能でしょうか？
A20	出来ません。共同申請する為には、VC が事業化推進機関として、Tongali の認定を受ける必要があります。
Q21	直接経費を特許出願費用に充てることは可能か？
A21	一定の条件を満たす場合、特許出願費用については、各大学の事務局が管理するプログラム推進費から支出可能です。詳細は事務局までお問い合わせください（採択後、採択者向け説明会にて説明させて頂く予定です）。

以上

別紙4：「創薬系」の考え方

- 「創薬系」については以下のいずれかを満たすものとします。
 - ① 医薬品開発に関する事業：各種モダリティー（低分子や天然物、中分子、抗体、核酸、たんぱくなど）で、具体的な候補医薬品（物質特許）を持っているのが前提で、それを開発するのが基本の事業
 - ② 新規創薬技術に関する事業（医薬品を創出する、付加価値を生み出す技術）：ターゲット分子の探索技術、医薬品の探索技術、スクリーニング技術や最適化技術、製剤、DDS 技術、製造技術などの事業
 - ③ ヒト又は動物の細胞に培養等の加工を施したものであって、「身体の構造・機能の再建・修復・形成するもの」「疾病の治療・予防を目的として使用するもの」、および遺伝子治療を目的として、ヒトの細胞に導入して使用するもの

- 上記以外は「非創薬系」として申請をお願いいたします。
具体例を下記に記載いたしますので必要に応じてご参照をお願いいたします。
 - ① **【健康管理事業系】**
 - ・健康管理（アプリケーション、機能性食品、サプリメント開発等含む）、医療相談、検査、生体情報解析等に関する事業。
 - ② **【医療機器開発・支援事業系】**
 - ・医療機器（医薬品医療機器法に定義されるもの）、遠隔医療、電子カルテ、病院向けシステム、データ分析、再生医療、医師教育、矯正器具、治療支援、保険外看護等に関する事業。
 - ③ **【介護・福祉分野】**
 - ・介護・福祉に関する事業
要介護者の見守りや QOL 改善、リハビリ・福祉用具開発等に関する事業。
 - ・介護・福祉従事者向け業務支援事業
介護・福祉に係る計画や記録の作成支援ツール等に関する事業。

以上

別紙5：Tongail 認定 事業化推進機関一覧

Tongail 認定事業化推進機関 37 社(2026 年 1 月時点、順不同)は下記となります。

1. AN Venture Partners
2. ANRI 株式会社
3. Archetype Ventures 合同会社
4. Beyond Next Ventures 株式会社
5. D4V 合同会社
6. DCI パートナース株式会社
7. MedVenture Partners 株式会社
8. ON&BOARD 株式会社
9. PARTNERS FUND 株式会社
10. QB キャピタル合同会社
11. SBI インベストメント株式会社
12. STATION Ai Central Japan 1 号投資事業有限責任組合
13. UntroD Capital Japan 株式会社
14. インキュベイトファンド株式会社
15. インクルージョン・ジャパン株式会社
16. グローバル・ブレイン株式会社
17. ジャフコグループ株式会社
18. プレモパートナー株式会社
19. 株式会社 Central Japan Innovation Capital
20. 株式会社 MTG Ventures
21. 株式会社ジェネシア・ベンチャーズ
22. 株式会社ゼロワンブースターキャピタル
23. 株式会社ディープロコア
24. 株式会社ファストトラックイニシアティブ
25. 株式会社フジタ・イノベーション・キャピタル
26. 株式会社みらい創造インベストメンツ
27. 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ
28. 株式会社神戸大学キャピタル
29. 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ
30. 三井住友海上キャピタル株式会社
31. 三菱 UFJ キャピタル株式会社
32. 新生キャピタルパートナーズ株式会社
33. 静岡キャピタル株式会社
34. 双日イノベーション・テクノロジー研究所

- 35. 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社
- 36. 大鵬イノベーションズ合同会社
- 37. 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社

※上記 37 社は前回実施時の事業化推進機関です。今回のステップ 2 では新たな事業化推進機関が認定される予定となっています。

※未認定のベンチャーキャピタル等を事業化推進機関として、ステップ 2 へ共同申請したい場合、ベンチャーキャピタル等から事前に同意書のご提出および Tongali プラットフォームでの審査・承認が必要となります。5 月中旬までに所属機関の産連担当者を通じて、Tongali 事務局までご連絡をお願いいたします。

※なお、Tongali の承認取得に向けた主なスケジュールは下記とさせていただきます。

～5 月中旬まで：事務局からの事業化推進機関としての役割と期待値の説明

～6/5(金)まで：(事業化推進機関からの)同意書の提出

～6/15(月)まで：Tongali 認定事業化推進機関としての承認完了

※認定が否認された場合の理由は開示いたしません。

※認定が否認された場合は、STEP2 への申請ができなくなる場合があることご承知ください。

別紙6：「ステップ1」「ステップ2」への応募について

(今後のステップ1の募集について)

- ・2026年秋頃、「ステップ2」の前フェーズにあたる「ステップ1」を公募する予定です。
- ・自身のフェーズに適合したステップへ申請してください。

	ステップ 1	ステップ 2
通常枠の採択金額 (カッコ内は創薬系)	500万円 (1,000万円)	最大6,000万円 (最大1億円)
目的・対象	革新的な技術シーズについて ・顧客を作るためのトラクション作り ・課題とSolutionのFitを検討し、ビジネスとしての可能性を評価する。	本格的にSU組成を目指す。 ・ビジネスとしての可能性評価 ・PoCを固めていくステージとして、Product/Market Fit (PMF) の設計を目指す。
申請分野	医療（創薬）系：医療分野、創薬分野、介護・福祉分野 モノづくり-Deep tech 系：上記以外全ての分野	創薬系：創薬分野 非創薬系：モノづくり-Deep tech、医療、介護・福祉分野等 「創薬系」以外全ての分野
実施期間	1年	最長3年（1年毎に継続可否の審査有）
採択件数（合計）	年間 30～50件程度	年間 6件程度
応募資格等	研究代表者は、15機関に所属する教職員、学生（博士、修士課程相当の学生に限る） 仮説検証プログラム等の事前研修の受講	
申請制限	R4 実施タイプA、START(プロジェクト支援型/起業実証支援)、D-Global/スタエコ共創 ステップ1/ステップ2の過去採択研究シーズ	Tongaliが認定した「事業化推進機関（VC等）」の参画が必要 START(プロジェクト支援型/起業実証支援)、D-Global/スタエコ共創 ステップ1/ステップ2の過去採択研究シーズ
インキュベーションプログラム	・起業化に向けたセミナー ・経営人材マッチング 等	・事業化推進機関を中心としたメンタリング ・海外研修プログラム・経営人材マッチング 等

別紙7：GAP ファンドプログラムにおける利益相反マネジメント方針

Tongali では、大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」において実施する GAP ファンドプログラムに関し、公正かつ透明な評価と研究資金の適正な配分を行う観点から、以下の方針に基づき利益相反マネジメントを実施します。

選考に関わる者の利益相反マネジメント

GAP ファンドプログラムの審査において、公正性を確保するため、以下に示すような申請者との利害関係がある者は選考に加わらないこととする。

注) 以下の「申請者等」には、申請者および提案者を指す。申請者と提案者が異なる場合も同様とする。

- 申請者等と 親族関係 にある者
- 申請者等と 同一の大学・研究機関に所属 する者
または申請者等が 所属する大学・研究機関の経営法人の役員など経営に関与 している者、
さらに 法人を代表して対外的に活動 をする者
- 申請者等と 緊密な共同研究 を行っている者
- 提案者等が所属する企業の 親会社にあたる企業に所属 している者
- 申請者等と 密接な師弟関係 または 直接的な雇用関係 にある者
- 申請者の研究課題と 学術的な競争関係 にあたる者
または市場で競争関係にあたる企業に所属 している者
- 事業化推進機関と共同申請するステップにおける審査では、事業化推進機関となり得る VC 等に所属する者
- 上記に該当しない場合でも、Tongali が 利害関係者と判断した者